

町村週報

(町村の購読料は会費)
(の中に含まれております)

2840号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 山中昭栄：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<http://www.zck.or.jp>

「遠野物語ファンタジー」の「場面」(写真・岩手県遠野市提供)



も く じ

随 情 フォーラム 政 活
想 報 報 策 動

自民党道州制推進本部役員と「全国町村会・全国町村議会議長会」との意見交換が開催……(2)
「災害対策基本法等の一部を改正する法律案」及び「大規模災害からの復興に関する法律案」について
内閣府 災害対策法制企画室……(4)
豊かな自然と文化が調和するまちII 静岡県東伊豆町……(8)
復興たより 語り継ぐ想い 明日を見つめて〜宮城県亘理町……(12)
町村Navi……(13)
居心地のいいまちづくりを……(14)
兵庫県播磨町長 清水 ひろ子……(14)

コラム

遠野物語ファンタジー

法政大学教授 岡崎 昌之
おかざき まさゆき

厳寒の2月下旬、永く気になっていた「遠野物語ファンタジー」を観る機会を得た。凍てつく道を市民センターへ辿り着くと、最終公演を控えたロビーは熱気にあふれていた。大ホールの舞台の前には立派なオーケストラピットが設置され、地元中高生、大人からなる大編成の楽団が陣取り、音合わせをしている。傍らでは子供から大人までの合唱団が揃い、準備に余念がない。

いよいよ開幕、第38回遠野物語ファンタジー「高清水・妖かし物語くぼんず」の幕が上がった。凶作でやむなく山に捨てられ、妖怪たちに育てられた赤ん坊(ぼんず・坊主)を取り巻く人間と妖怪の心温まる舞台で、市内松崎町高清水に伝わる民話を主題にしたものだ。遠野小1年生で可愛い童を演じる最年少キャスト、遠野馬の里の職員は河童、知り合いの市職員は合唱団で歌っている。郷土芸能の八幡神楽やバレエもそれぞれ一場面を飾る。

昭和51年から休むことなく続いてきたこのファンタジーは、市民センターの建設と関係する。昭和46年に建設された遠野市民センターは、中央公民館、市民会館、体育

館、高齢者施設等の複合施設。当初から市長と教育委員会の共同の組織として、広報、地域活動、市民生活、社会教育、地区センター等を管轄し、職員は市長と教育委員会の両部局併任としている。いま全国的課題となっている首長部局と教育委員会との関係について、遠野市では果敢な取り組みを4年前から始めていた。

こうした経緯を背景に、市民センター大ホールでの文化事業を、プロ劇団の興業に任せるのではなく、青年演劇活動を基盤に、地元住民が担う自主事業としてファンタジーは始まった。遠野市に伝わる民話や歴史を題材とし、脚本、演出、音楽、キャスト、大道具、衣装等、すべてが住民と市職員によって担われるという基本姿勢は当初から変わっていない。今年のキャスト・スタッフは総勢345人、舞台を見た人は2千人、大まかだが100人に一人が舞台に関わり、10人に一人が舞台を見に行く。大震災時、住民と行政が一体となって津波被害の沿岸部を支えた後方支援拠点としての遠野市は高く評価された。その背景はこうした文化活動にもある。

◎写真募集◎

表紙に掲載する写真を募集しています。採用者には、粗品を差し上げます。写真には撮影者の住所、氏名及び撮影場所・日時を明記して下さい。なお、採否は当方に一任願います。送り先：全国町村会・広報部

全国町村会

自民党道州制推進本部役員と「全国町村会・
全国町村議会議長会」との意見交換が開催

—道州制基本法案の今国会提出への反対を強調—

自民党が道州制基本法案の今国会への提出を目指すにあたり、地方団体の意見を法案に反映させるために行われたもので、先週(5/8)は全国知事会、全国市長会、全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会の4団体からも意見聴取を行っている。

意見交換に先立ち、今村本部長から、道州制基本法案について様々な方からご意見を伺って取りまとめを行うこととしている。本日は、町村の皆様方から忌憚のない意見を賜りたいと考えているので、よろしくお願ひしたいとの挨拶があった。

自由民主党・道州制推進本部(本部長 今村雅弘・衆議院議員)は5月15日、全国町村会及び全国町村議会議長会との意見交換を開催、本会からは藤原会長(長野県町村会長・川上村長)、遠藤行政委員会委員長(山形県町村会長・山辺町長)、汐見財政委員会委員長(京都府町村会長・井手町長)、田中財政委員会副委員長(佐賀県町村会長・江北町長)が出席した。



▲自民党道州制推進本部役員(中央が今村本部長)

【自由民主党・道州制推進本部
出席役員】

今村雅弘・本部長
久世公堯・参与
石田真敏・幹事長
西村明宏・事務局長
磯崎陽輔・事務局長代理
上野賢一郎・事務局長代理
橋本 岳・事務局次長

その後、意見交換に入り、はじめに藤原会長は、基本法案策定より先に、『道州制導入の目的』を極力明確化し、「国家機能の制約範囲」「都道府県廃止の是非」「基礎自治体のあり方」「国・地方の税財源配分」「国と地方の債務残高の扱い」等について自民党内や関係各省、地方自治体と議論を尽くし、道州制の必要性、イメージを関係者がしっかりと共有して国民的な理解を得るという手順が必要とした上で、同法案は道州制の導入を前提としており、議論するための法案ではないと指摘、全国町村会として改めて同法案の国会提出に反対であると述べた。

遠藤行政委員会委員長は、道州制の導入により、市町村が更なる合併に迫り込まれる懸念が払拭できない

活 動



▲会議で発言する藤原忠彦 会長

い。教育・医療・福祉行政等対人サービスを効果的、効率的に提供するには顔の見える行政が求められるが、これ以上町村と住民を遠ざければ、効率性は低下し、住民の不利益につながる。道州制基本法案を提出する以前に、まず市町村合併が地域にどのような影響を与えたのか検証しないと、現実離れた議論がまかり通ることになると訴えた。

また、田中財政委員会副委員長は、



▲遠藤直幸 行政委員会委員長

道州制がもたらす地域間格差について、道州間による格差に加え道州内格差の一層の拡大についても併せて指摘し、周縁部となる農山漁村はますます疲弊するとして上で、国によるセーフティネットも見込めなくなる中、「選択と集中」の論理による「地域切り捨て」の時代が到来するのでは、との危機感を表明した。

これを受けて自民党道州制推進本部の磯崎事務局長代理は、道州制は今までの市町村合併と概念が異なり、市町村は都道府県庁の機能を併せ持つ基礎自治体に本質が変わるため、都道府県の権限を基礎自治体に移譲するという、地方分権を推進するためのものとして道州制を提案している」と述べた。



▲汐見明男 財政委員会委員長

より州都に人口等の集中が起こるのではなく、我が国の人口が全体として減少していくことにより自然に集中してしまう面もある。そのような中で日本の枠組みを考える際、道州制を議論すべきではないかとの発言があった。

石田幹事長からは、まず、道州制のたたき台を作り、それを基に議論すべきというのが、本法案の基本にあり、停滞している地方分権を進めるためにも、思い切った改革を考えなければならず、これを機に国と地方の役割を再度考える必要があるのではないかと発言があった。

また、今村本部長は、基本法案について我々の説明が足りなかったと痛感しているが、今のままでは国や市町村が今後どうなるかを危惧して



▲田中源一 財政委員会副委員長

おり、国の権限を移譲して、地域としての経営を考えていくためには、現在の県単位では小さいと考えている」と述べた。

これら自民党道州制推進本部役員の意見に対し、最後に藤原会長から、本法案の国会提出については、地方6団体それぞれが懸念を示しており、具体的内容を道州制国民会議に委ねると言っているが、国民会議での諮問事項を詳細に法定することも、答申や導入に必要な法制の整備の期限を法律で縛ろうとしており、法案自体に疑念を持っているとした上で、更に議論を尽くすべき点が残っている中で法案の国会提出は拙速であり、全国町村会としては反対であることを明確に申し上げると強調した。

政策解説

「災害対策基本法等の一部を改正する法律案」及び
「大規模災害からの復興に関する法律案」について

内閣府 災害対策法制企画室

1. 法案提出の背景

この2法案は、未曾有の被害をもたらした東日本大震災の教訓を今後に生かし、防災対策の充実・強化を図るために行う災害対策法制の見直

しとして、昨年6月に可決・成立した災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成24年法律第41号。以下「第1弾法改正」という。）の附則及び附帯決議を踏まえ、第1弾法改正に引き続き、法制上の措置を講ずるものである。

○災害対策基本法の一部を改正する法律（平成24年法律第41号）（抄）
附 則

（検討）

第二条 政府は、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下この条において同じ。）から得られた教訓を今後に生かすため、東日本大震災に対してとられた措置の実施の状況を引き続き検証し、防災上の配慮を要する者に係る個人情報取扱いの在り方、災害からの復興の枠組み等を含め、防災に関する制度の在り方について所要の法改正を含む全般的な検討を加え、その結果に基づいて、速やかに必要な措置を講ずるものとする。

○災害対策基本法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抄）

衆議院災害対策特別委員会 平成24年6月19日

一 これからの災害対策基本法改正に向けて、避難や減災など災害に対する基本的考え方をはじめ、防災会議や災害対策本部など組織の在り方、大規模災害発生時の災害緊急事態の布告の内容及その手続、さらに災害からの復興の進め方に至るまで、現行法のあらゆる問題について迅速に検討を進め、必要な法案を策定し、提出すること。

第1弾改正の後、東日本大震災の防災対策推進検討会議（中央防災会

議の専門調査会として平成23年10月
に設置）の最終報告書が、平成24年7月31日にとりまとめられた。

同報告書に盛り込まれた事項を中

心に、政府は、具体的な条文の立案作業、関係各方面との調整を進め、「災害対策基本法等の一部を改正する法律案」及び「大規模災害からの復興に関する法律案」の2法案を、平成25年4月12日に閣議決定するに至った。

なお、両法案は、4月15日に国会に提出され、現在、衆議院災害対策特別委員会において審議中である（平成25年5月20日現在）。

2. 法案の概要

(1) 災害対策基本法等の一部を改正する法律案の概要

① 大規模広域な災害に対する即応力の強化等

非常災害が発生し、かつ、国民生活や国民経済に重大な影響が及ぶおそれがある場合（災害緊急事態）に内閣総理大臣が発する「災害緊急事態の布告」について、現行法が定めるもののほか、次のような法的効果を追加するものとする。

ア) 被災者の救助・救援等の災害応急対策に加え、全国的な国民生活や経済活動の維持・安定のための措置等の重要事項に関する政府の方針を閣議決定し、これに基づき、内閣総理大臣の指揮

政 策

監督の下、政府が一体となつて対処すること。

イ 災害により地方公共団体の機能が著しく低下している場合、被災者の救助・救援活動等を維持するため、国が地方公共団体の災害応急対策を広範に応援し、又は応急措置（救助・救援活動の妨げとなる障害物の除去等特に急を要する措置）、広域一時滞在に係る協議を代行できるようにするなど、被災地方公共団体の機能補完の仕組みを充実・強化すること。

ウ 被災者の救助・救援等のため特別の必要がある場合、平常時の国民生活や国民経済を前提に定められている各種の規制（例：臨時に避難所として使用する施設の構造上の安全性に関する規制）について、必要な範囲で適用除外の措置を講ずること。

エ 物資不足・物価高騰等を未然に防止する等のため、内閣総理大臣は、物資の買占めの自粛等について、国民に協力を要請できること。この要請を受けた国民は必要な協力をするよう努めること。

急事態の布告」をするに至らない場合であっても、被災者の救助・救援のため必要な範囲で実施できるものとする。

②住民等の円滑かつ安全な避難の確保
i 緊急の避難場所の位置付けの明確化

・災害時における緊急の避難場所と、一定期間滞在して避難生活をする避難所（学校、公民館等）とを区別するとともに、災害発生時等の緊急時に円滑な避難ができるようにすることにより、住民の生命の安全を確保するため、市町村長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案して、安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を「指定緊急避難場所」としてあらかじめ指定するとともに、その内容を住民に周知しなければならないものとする。

ii 災害時要援護者対策の充実

・市町村長は、高齢者、障害者等の災害時の避難に特に配慮を要する者についての名簿を作成するとともに、名簿に登録された者の同意を得て、消防機関、自主防災組織、民生委員等の関係者にあらかじめ名簿情報を提供

するものとする。この場合において、市町村長は、当該名簿の作成に必要な範囲で、災害時要援護者に関する個人情報を活用できるものとする。

iii 市町村長が行う避難指示等の具
体性と迅速性の確保

・市町村長が発出する避難指示等については、深夜に発生した災害や竜巻等の災害など屋外を移動すること自体が安全でない場合も想定されることから、屋内での待避その他の避難のために安全確保に関する措置を指示できるものとする。

・避難指示等の発出に際し、市町村長から、国（地方気象台等）又は都道府県に対して、必要な専門的な助言を求めることができることとし、助言を求められた国又は都道府県に対して応答義務を課すものとする。

iv 防災マップの作成

・市町村長は、指定緊急避難場所、避難路その他住民の円滑な避難のための立退き確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらを記載した印刷物（防災マップ）を作成するとともに、その配布などの必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

る。

v 内閣総理大臣による国民への周知

・内閣総理大臣は、非常災害のおそれがある場合は、市町村長が発出する避難指示等の効果を高めるため、予想される災害の事態及びこれに対処するべき措置について、国民に対して周知させる措置をとらなければならないものとする。

③被災者保護対策の改善

i 指定避難所の基準の明確化

・市町村長は、災害の発生時における被災者の滞在先となるべき適切な施設の円滑な確保を図るため、想定される災害の状況、人口の状況等を勘案して、一定の基準を満たす施設を、指定避難所としてあらかじめ指定しなければならないものとする。

ii 被災者支援のための情報基盤の整備

・災害発生時に家族等が被災者の安否を知ることができるよう、市町村長又は都道府県知事は、安否情報の照会があったときは、被災者の権利利益を不当に害するおそれがないと認められる範囲内で、問合せをした家族等に安否情報を回答できるもの

※右記イ及びウの措置は、「災害緊

政 策

とする。

・災害発生後に、個々の被災者がその被害の程度等に応じた適切な支援が迅速に受けられるよう、市町村長は、遅滞なく、被災者に対して罹災証明書を交付しなければならないものとする。

・災害発生時に、個々の被災者の置かれた状況に応じた総合的かつ効果的な支援の実施を図るため、市町村長は、被災者の被害の程度や支援の実施記録等を一元的に整理した被災者台帳を作成することができるものとする。この場合において、市町村長は、当該台帳作成に必要な範囲で、被災者に関する個人情報を活用できるものとする。

iii 被災者の広域避難のための運送の支援

・都道府県知事は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関等に対して、被災者の運送を要請、指示することができるものとする。

iv

災害救助法の一部改正

・災害救助法について、救助の応援に要した費用を国が一時的に立て替える仕組みを創設する。

v 内閣府設置法及び厚生労働省設置法の一部改正

・災害救助法等の所管を厚生労働省から内閣府に移管するものとする。

④平素からの防災への取組の強化

i 基本理念の明確化

・災害対策に関する基本理念として「減災」の考え方を明確化する。

ii 各主体の役割の明確化

・災害応急対策等に必要な物資、資材の供給や役務の提供を行う事業者の責務として、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施し、国及び地方公共団体が実施する防災に関する施策に協力するよう努めるものとする。

・国及び地方公共団体等は、民間事業者等から災害応急対策又は災害復旧についての協力を得ることを必要とする事態に備え、民間事業者との協定の締結その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

・住民の責務として、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄や防災訓練への参加を明記する。

・国及び地方公共団体は、ボランティアによる防災活動の重要性にかんがみ、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努めなければならないものとする。

iii 地区防災計画

・地域における防災力を高めるため、市町村地域防災計画に地区居住者等が行う地区における自発的な防災活動に関する計画（地区防災計画）を位置付け、地区居住者等は、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることを市町村防災会議に提案することができるものとする。

⑤その他

i 災害の定義の例示の追加

・災害の定義の例示に、崖崩れ、土石流、地滑りを追加する。

ii 特定非常災害法の一部改正

・特定非常災害の被災者である相続人について、その相続に係る熟慮期間（相続の承認又は放棄をすべき期間）を一定期間延長できるものとする。

が必要な事項については、公布の日から起算して6ヶ月又は1年以内に政令で定める日から施行することとする。

(2)大規模災害からの復興に関する法律案の概要

①復興に関する組織等

i 復興対策本部の設置

特定大規模災害（緊急災害対策本部が設置された災害）が発生した場合において、復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、内



何かと面倒な相続手続き、
お手伝いいたします。

遺産整理業務

【わかち愛】

※遺産整理業務には所定の手数料がかかります。※遺産整理手続き完了時：例）遺産額2億円の場合、遺産整理業務手数料2,887,500円（消費税込み）。（平成17年10月1日現在）



三菱UFJ信託銀行

お問い合わせは ☎0120-349-250 ☎ ご利用時間／平日・土・日 9:00～17:00（祝日等を除く）
（回線がつながりましたら☎を押してください。）

政 策

閣総理大臣は、閣議決定により、内閣府に復興対策本部を設置することが出来るものとする。

ii 復興基本方針の策定

政府は、当該災害からの復興のための施策に関する基本的な方針（復興基本方針）を閣議決定し、復興対策本部が、各省庁の大臣及び地方公共団体の長が実施する復興のための施策について、総合調整を行うものとする。

② 復興計画の作成等

i 復興計画の作成

政府が定めた復興基本方針等にして、特定大規模災害による被害を受けた市町村は、土地利用の再編等による円滑かつ迅速な復興を図るため、必要な復興整備事業等と内容とする復興計画を作成することとする。

この際、市町村は、公聴会その他の住民の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。

ii 都道府県復興方針の策定

特定大規模災害による被害を受けた都道府県が、政府の復興基本方針に即して、都道府県復興方針を定めることができるものとする。

③復興計画等における特別の措置

i 土地利用に係る許認可等のワンストップ化

復興計画に関する協議会を設けて、そこでの協議・同意等を経た復興計画を公表することで、計画に記載された土地利用基本計画の変更や復興整備事業に係る許認可等がなされたものとみなし、ワンストップで処理できるものとする。

ii 許認可等の特例

復興計画に記載された復興整備事業について、許認可等の特例を設けることとする。

iii 一団地の復興拠点市街地形成施設に関する都市計画

特定大規模災害による被災区域において失われた都市機能を一体的に整備し、復興の拠点となる市街地を整備するため、一団地の復興拠点市街地形成施設に関する都市計画を設けることとする。

iv 都市計画の決定又は変更の代行

特定大規模災害その他著しく異常かつ激甚な非常災害として政令で指定する災害（特定大規模災害等）による被害を受けた地方公共団体が復興に必要な都市計画を定められない場合において、都道府県や市町村からの要請に基づき、都市計画の決定・変更について、国や都道府県が代行できることとする。

④災害復旧事業に係る工事の国等による代行

特定大規模災害等による被害を受けた地方公共団体の行政機能を補完するため、都道府県や市町村からの要請に基づき、漁港、港湾、道路、海岸保全施設、河川等の災害復旧事業等に係る工事について、国や都道府県が代行できることとする。

⑤その他

国は、特定大規模災害が発生した場合、特別の必要があると認めるときは、別に法律で定めるところにより、復興のための財政上の措置等を速やかに講ずるものとする。

【施行日】原則として公布の日から施行することとし、政省令の作成、市町村等の関係者への周知等の準備が必要な事項については、公布の日から起算して2ヶ月以内において政令で定める日から施行することとする。

◎ 町村週報のご購読 ◎

「町村週報」の購読を希望される方は、はがき、FAXまたはEメール(kohhou@zakkou.jp)にて、全国町村会広報部までお申し込み下さい。

★年間購読料1,500円(送料込み)
★請求書を送付いたしますので、折り返しお振り込み下さい。

季節の俳句カレンダー

風の息素肌で聞いて森五月

中村昌男

季語の「五月」という文字を目にするだけで、風薫る若葉の季節というイメージがわき、視界が広がってくる。この作者も自然界の折々の変化を楽しんでいるに違いない。生命の営みに通じる「息」を風を感じ、「素肌で聞く」と表現されているのも、直接肌で知る感覚のこまやかさが秘められている。

まさに「五月の森」に溶け込んだ句といえる。読むうちに森の中の作者の存在が自然に浮き上がって見えてきて、単なる写生ではない素晴らしさがある。

脱皮したつもりでいます衣替え

並河 洋

季語は「衣替え」。本来は「更衣」と書く和歌連歌の季の詞であり、暦の上では旧暦四月一日（朔日：さくじつ）が切り替えるの時期とされていた。綿入れからひとへ、学校の制服が紺から白へ、となるイメージが鮮明になる。「衣替え」は現在を生きる私たちの生活実感に沿った季語といえる。「更衣」が現に使われている生活用語「更衣室」に残っているのも不思議ではある。脱線したが「脱皮したつもり」とは「一皮むけた」に通じる、心構えを含む前向きな変身と読める。

黒揚羽我に動悸を置いてゆく

中澤康人

季語は「黒揚羽（あげは）」。「蝶」は春の季語だが、多くの蝶が出そろったころ、やや大きい揚羽蝶が主役登場とばかりに公園の花壇や木々の緑の間を舞い、初夏の到来を告げる。中でも「黒揚羽」は数も少なく別格の感がある。俳句では省略されることが多い自我をあえて「我に動悸を」と詠まれたのも、尋常ではない鼓動で驚きを表現されたものと思う。さらにその感動を「置いてゆく」という形で余韻として表現されたことも読む人に句の深みを感じさせている。

豊かな自然と文化が 調和するまち

東伊豆町は、富士箱根伊豆国立公園の一角である伊豆半島の東海岸に位置し、天城山系の山々と相模灘を望む風光明媚なまちです。鉄道でのアクセスは、首都圏から直通の特別急行で2時間程度であり、比較的に良好であるといえます。また、道路は海岸線を走る



現地レポート
地域資源を
活かした
活性化策

豊かな自然と文化が 調和するまち

国道135号に加え、富士山や箱根の山々を一望できる伊豆スカイライン、伊豆縦貫自動車道や国道414号などによるルートがあり、自然環境に恵まれた地域の中で爽やかな風を感じながら、心地よいドライブを楽しむことができます。

本町は、趣の異なる6つの温泉場を擁し、街中は湯煙が立ち上る豊富な温泉が売り物で、眼前に広がる伊豆七島を眺めながら浸かる温泉は格別なものがあります。伊勢海老やサザエ、天草などの海の幸と、柑橘類や山菜などの山の幸にも恵まれており、特に地域ブランドであるキンメダイは、古くから地元の祝い事をはじめ、郷土料理の食材として親しまれており、観光客にも好評を博しています。また、一方で雛のつるし飾りにみられるように伝統文化が息づいており、自然と文化の調和を図りながら、魅力あるまちづくりに取り組んでいます。



ひがし い ず ちょう
静岡県 東伊豆町

△雛のつるし飾り

フォーラム

エコリゾートタウン東伊豆とは

現在、本町では、静岡県と共同で「エコリゾートタウン東伊豆」を進めています。これは、地球温暖化や自然保護などの「エコ」をバランスよく推進するとともに、グリーンツーリズムや着地型観光を活用し、その大切さやすば

らしさを楽しく伝えていくものです。

本町は、海から山へと続く急峻な地形をしており、昔から水力発電などの自然エネルギーが活用されてきました。明治44年、稲取水力電気株式会社が発立され、ドイツのシーメンス社製の発電機を使って412戸の家庭に718灯が点灯されたとの記録が残っており、取水口は町指定文化財として大切に保護されています。

また、昭和2年からは、最大出力が2,900キロワットの民間事業者による水力発電所が稼働しています。

本町は、風況にも恵まれた地域であり、この自然のエネルギーを有効に活用すべく、平成15年12月から町営風力発電所を稼働し、定格出力600キロワットの風車3機により、一般的な家庭が1年間に消費する電力の1,100世帯分に当たる約400万キロワットアワーの電力を毎年発電しています。発電した電気は、全量を売電し、

当初予算ベースで年間77,800千円の売電収入を得ており、一部は、町民が住宅用太陽光発電システムを設置する際の補助金として地域に還元しています。

クリーンエネルギーである風力発電ですが、騒音問題や常に安定した発電を供給することが困難といったデメリットがあります。しかし、発電に際し二酸化炭素を排出しないことや再生エネルギーの中では比較的成本パフォーマンスに優れているといったメリットがあり、他の発電方法と組み合わせ、電源のバリエーションを組むことが望まれます。

自然エネルギーの活用に加え、環境保全について啓蒙を図っていくことも重要であり、毎年夏休みには、環境教育の一環として風車見学会を15日間開催し、風車のしくみや地球温暖化について説明するとともに、風車の内部も公開しており、参加者にエコの大切さを伝えています。

また、全国的にもまだ珍しい温泉熱発電の設置や誘致に力を入れていきます。温泉の熱で沸点の低い液体を沸騰させタービンを回すこの発電は、湧き出た温泉を利用するため、源泉にも影響はなく、安定供給できるので現在期

風車見学会の様子



待されている発電方法の1つです。

このように水力、風力、太陽光、温泉熱など様々な自然エネルギーを1つの町で見学できるようにし、ガイド育成や新エネルギーなどの商品化を進め、楽しく環境教育ができるよう取り組んでいるところです。

さらに、町内児童への環境教育、電気自動車・急速充電器の購入・設置、風力発電施設の町内業者によるメンテナンス体制づくりに向けた調査研究など、まちぐるみで新たなエコシステム構築を目指し、波及効果を図るチャレンジを続けています。

町営風車全景



フォーラム

里山を守るー稲取細野高原ー

「草原を燃やすというエコってご存知ですか？」これは平成20年に開催した全国草原シンポジウムin東伊豆のコンセプトです。ここで言う「エコ」は地球温暖化ではなく、山焼きを行って草原を維持することで、その環境に順応した生き物、そして、その生態系を守るというものです。

町内では稲取地区の山間部に広がる



▷細野草原散策の様子

稲取細野高原を、百年以上前から山焼きで維持し、里山環境の保全に努めています。この高原は広さ125ヘクタールで、東京ドーム26個分、箱根千石原の7倍の広さを誇るススキの草原で、エリア内には、静岡県天然記念物に指定された4つの湿原群が存在し、貴重な湿原植物が自生しており、山焼きを継続することでこれらの環境も守られてきました。また、草原を覆い尽くすススキは、家畜の飼料や畑の堆肥とするなど、昔から地域住民の生活とも切り離すことのできないものでした。

この雄大な地を多くの方にアピールすることで、里山環境を保全することの大切さや自然と触れ合うことの素晴らしさを体感していただくため、一昨年よりススキ見学ツアーなどを行い、また、平成24年にこの地がジオサイトとして認定されたことも相まって、昨年は期間中の1ヶ月に1万人を超える方にお越しいただきました。

近年、高齢化の進行などにより、畑や草原などの環境を維持できなくなるケースが増えています。が、このように、里山を

◁毎年10月に開催される「ススキイベント アートコンテスト」制作風景



守り続けることも大切なエコなのです。

この他にも、熱川地区では、荒れた雑木林を町民が手作りで再生した大川自然橋園をはじめ、自然環境の保護保全に取り組んでおり、大川温泉やぶ橋園散策会やホタル観賞イベントなど、エコと観光の共生に取り組んでいます。

古着のリサイクル
ー雛のつるし飾りー

稲取地区には、桃の節句の際、雛段の両脇に一对の「雛のつるし飾り」を飾る風習があり、山形県酒田市の「傘

福」、福岡県柳川市の「さげもん」、当町の「雛のつるし飾り」を含めた3つを「日本三大つるし飾り」と称しサミットも開催されました。このつるし飾りの起源は江戸後期とされ、当時、雛人形を購入できない家庭が、わが子の健康やかな成長を願うため、古着の端切れで幾種もの人形をつくり、雛人形のかわりとしてそれを糸で吊るして飾ったところから始まったとされ、親から子へと代々受け継がれてきました。

この伝統文化を多くの方に知ってもらうため、毎年1月下旬から3月までの間で「雛のつるし飾りまつり」を開催しており、一時は25万人の観光客が



▷京のセタ・ZEST会場
「日本三大つるし飾り」

フォーラム

◀ 雛のつるし飾り 雛の館「むかい庵」



ゼル燃料をマイクロバスや給食配送車など、一部の庁用車で燃料として利用しており、また、使用済みのペットボトルを再利用し、キャンドルイベントを行うなど身近な生活環境でのエコも推進しています。

「草原を守る」取り組みや、「雛のつるし飾り」のように、資源を大切に考える考えや文化を育み、今後、新たな事業に挑戦をしながらガイドなどの人材育成に努め、難しい環境教育ではなく、誰もが楽しみながらエコの大切さを学べる観光地を目指していきたいと考えています。

東伊豆町長 太田長八

さらなる「エコ」を目指して

本町の主産業である観光を支える柱のひとつに成長したイベントですが、物を粗末にしないという地域住民のエコに対する意識が生んだ風習です。

この他にも現在、バイオマスへの取り組みとして、全町で使用済み天ぷら油を回収し、生成されたバイオディー



▶ 使用済みのペットボトルを再利用したキャンドル

地域づくりの「元気の素」を募集中！

平成25年度 あしたのまち・くらしづくり活動賞募集

(公財)あしたの日本を創る協会

同協会はこのたび「平成25年度あしたのまち・くらしづくり活動賞」の応募受付を開始した。

同賞は、全国各地で展開されている活力のある地域づくり・くらしづくり・ひとつくりに活動に取り組む地域活動団体等の優れた活動を顕彰するもの。震災復興のまちづくり活動及び復興支援活動も募集する。

○対象

応募対象は、地域住民が自主的に結成し運営している団体や、こうした団体と積極的に連携して地域づくりに取り組む企業、商店街、学校など。地域に即した発想・リーダーシップ・方法などにより、2年以上活動し大きな成果をあげており、市区町村地域程度までを範囲に活動している団体を対象とする。

○応募対象となる活動内容やテーマ

震災復興のまちづくり活動や復興支援活動、災害に強い安心安全な地域づくり、住民同士の支えあい活動、地域コミュニティの維持、子育て支援、高齢者の生きがいづくりや日常生活のサポート、生活環境の改善、地域文化の振興、資源リサイクルや地域環境保全、都市と農山漁村との交流、地域の伝統を生かした食育・地産地消活動など、住み良い地域づくりにふさわしい活動。

○応募締切 7月10日(水) 必着

○応募方法

①応募用紙(ホームページの所定の用紙に記入)、②応募原稿(これまでの活動内容と現在までの成果等を2000字(4000字程度)、③写真(活動の様子がわかる写真3枚程度)を合わせて提出。

同協会へEメール(ashtia@ashtia.or.jp) または郵便・宅配便で送付。なお、県内審査を行う、秋田・埼玉・福井・兵庫・大分の各県内からの応募は各県協議会へ送付。協議会の連絡先は同協会へお尋ねを。

○賞(予定)

内閣総理大臣賞、内閣官房長官賞、総務大臣賞等

○主催

(公財)あしたの日本を創る協会、都道府県新生活運動等協議会、読売新聞東京本社、NHK

○後援(申請中)

内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、全国知事会、全国市長会、全国町村会、日本商工会議所、全国商工会連合会、日本青年団協議会、(一財)長寿社会開発センター、(一財)こども未来財団、(財)日本宝くじ協会

○問い合わせ先

あしたの日本を創る協会(TEL 03-5772-1720)まで。

詳細は同協会ホームページ(<http://www.ashtia.or.jp/>)を参照。

がんばってます、東北！

復興だより



2012年8月上旬に開催された震災語り部ガイド育成講座開講式

語り継ぐ想い

明日を見つめて

宮城県亘理町わたりちやう観光ガイドから
語り部へ

亘理町は、震災前から町内のボランティアガイドの育成に積極的に取り組んでいました。「観光ボランティアガイド」として活躍してもらうため、応募してきた町民たちに史跡めぐりの研修を行っているさなかに、被災。やむなく解散に追い込まれたままになっていました。

震災後しばらくすると、他の被災地で「震災語り部」による活動が始まりましたが、ボランティアガイドの地下はあったものの、町として一歩踏み出す余裕はありませんでした。ところが、「亘理町でも取り組んでみたらどうか？」という声が上がリ、県や旅行会社、他の被災地などからの支援の輪が広がり始めました。ガイドツアー企画の具体案が寄せられたり、アドバイザーを派遣してくれたり、と心強い後押しがあつて、震災語り部の会の発足が具体化していきました。震災からちょうど1年経った頃のことでした。

震災を風化させまい



生き生きとした笑顔のワッタリのメンバー

2012年、「広報わたり」7月号で震災語り部の募集を告知し、10数名の応募がありました。ガイド育成講座は、8月に3回行われ、9月3日の第1回定例会で正式に発足となりました。初代メンバーは、12人。その大半が60代です。「ワツタリ」という名前は、メンバー間の話し合いの中から生まれました。その後、月1回の定例会（勉強会）を開講。ガイドのポイントを覚えるだけでなく、どう語りかけたらわかりやすいだろうか、想いが伝わるだろうか、と試行錯誤しながら、震災の記憶を後世に伝えたいとの想いを胸に、ガイド実施の日まで準備してきました。そして、宮城県が推進する観光プロジェクト「仙台・宮城デスティネーションキャンペーン」

「ワツタリ」のスタートに合わせて、「ワツタリ」によるガイドツアーは始まったのです。

感謝の気持ちをこめて

初めてのツアーを終えて、「ワツタリ」のメンバーは、達成感と安堵感に包まれました。と同時に、もっと上手にしゃべれたはずなのに、と反省点もあれこれ。けれども、たとえたどたどしいガイドであっても、想いは伝わったと実感しています。真剣に耳を傾けてくれたツアー客のみなさんの涙や笑顔がどれほど励ましとなったことが。今後は、より多くのツアー客の要望に応えるため、コースを増やすことも考えています。ただ震災の記憶を共有するためだけでなく、全国からの支援に対する前向きに復興の道を歩んでいる町民の姿を見てもらうためにも、「ワツタリ」の活動は続きます。



語り部ポイントで被災状況の写真パネルを使つてのガイド

随 想

随 想

居心地のいいまちづくりを



兵庫県播磨^{はりま}町長 清水^{しみず} ひろ子^こ

四季折々の草花が道行く人を楽しませる緑道「であいの道」。春は桜の花びらがやさしく舞い、紅白のハナミズキも風情ある樹形で初夏の主役となります。JR土山駅から国指定の大中遺跡へと続く道、この道はかつて別府鉄道が走っていた軌道敷で、今は緑道として整備され、毎日多くの方が散歩や通勤・通学に利用されています。

また、この道は現代から古代へとちよつとした時間旅行が楽しめる空間ともなっています。別名「歴史とのであいミュージアムロード」とも名づけられた「であいの道」には、日本の歴史的な出来事を表したレリーフを持つアーチが6基、歴史的な史実を記したマイルストーンが等間隔で配置されています。時間旅行を楽しみながら、最終地点の大中遺跡、県立考古博物館、郷土資料館へ

と辿ることができます。夏には近くの公園で蛍が飛び、公園内のお茶室「蓬生庵」では年中お抹茶をいただくこともできます。こどもたちが安全に遊べる芝生広場や感知式の噴水、バーベキューを楽しむコーナーもあります。遺跡には弥生時代の住居が復元されていますが、5年前にオープンした県立考古博物館は体験型の博物館としても好評で、すでに80万人以上の方が来館されています。都市化が進むまちに残された貴重な歴史と緑の空間です。そこから、

喜瀬川に沿って遊歩道を歩けば、まちの南端、淡路島が望める瀬戸内も遠くはありません。

播磨町は町域わずか9平方キロメートル、しかもそのうちの3分の1が海を埋め立てた人工島という小さなまちで、約34800人が暮らしています。昨年、町政施行50周年

を迎えました。人工島や臨海部では60社以上の企業が操業しており、阪神間への通勤圏内でもあることからベッドタウンとしての役割も持ちながら今日を迎えています。

そんなまちが目指すものは「コンパクトシティ」。小さなことをむしろ利点として、狭い町域だからこそできることに挑戦し続けたいと思っています。制度であつたり、施設であつたり、アクセスであつたり、それらの利便性は住みやすさに大きく関係してまいります。すぐそばで生活に必要なものが手に入り、少し歩けばいろんな施設が利用でき、利用しやすい制度のメニューが数多く提供されている。ほどほどのコンパクトさが、子育て家庭にとっても、高齢化に向かいつつある世代にとっても、居心地のいい空間になるのではと思っています。

そういったことから、前述の緑の空間も多くのの方々に愛されるスポットとなっているのです。車で移動しなくても、少し歩けば触れられる「ほどほど」の自然の中で、日常的に四季の変化や自然を楽しむことができます。播磨町には、緑深い山々も広大な草原もありますが、高齢者から幼児までやさしく迎えてくれる整

備された緑の空間があります。荒々しい自然を好む方もいらつしやるでしょうし、そんな世代もあるでしょうが、管理者が隅々にまで目配り、気配りできる程度のスケールで、手入れが行き届いた疲れない自然空間を提供できるということが、多くの方々に歓迎されているように思います。また、そこで歴史文化を手軽に体験できる機会を持てるということも、都市化されたまちで味わう今風な自然の楽しみ方ということになるでしょうか。

播磨町は町政施行以来、財政的、利便性にも恵まれた50年を過ごしてきました。これからも播磨町らしさを活かし、播磨町だからこそできるまちづくりに取り組んでいきたいと思っています。「県下最小の町域」という特性をむしろ「まちづくり戦略」のひとつとし、播磨町の特性、地域性、文化を大切にしたい、いろんなものがギョツと凝縮されたまちづくりをと思っています。少しずつ手を加え、大切に守り育てて、誰もが誇りとする「居心地のいいまち」を次の世代に引き継いでいくことが町政運営の主題です。

TIME of RELAXING

「ゆとり」と「やすらぎ」のひとつとき

静かさと心地よさに配慮し、室内インテリア全体を落ち着いた雰囲気にとまとめ、ゆったりとしたやすらぎのひとつときをお届けいたします。

<http://www.zck.or.jp/kaikan/index.html>



土・日・祝日は リーズナブルに

土・日・祝日のご宿泊は、
平日料金の **20%OFF**

金曜日のご宿泊は、
平日料金の **15%OFF**

和室もございますのでお問い合わせ下さい。
禁煙ルームをご用意しております。



シングル 119 室
平日料金 9,817 円より

SINGLE
ROOM

金曜日料金

15% OFF
8,344 円より

土・日・祝日料金

20% OFF
7,854 円より

洋室シングル



ダブル 12 室
平日料金 13,282 円
〈2 名利用〉※1 名利用の場合 11,072 円

DOUBLE
ROOM

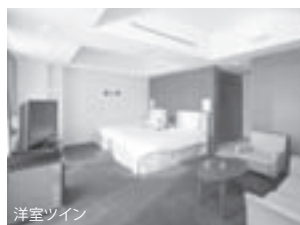
金曜日料金

15% OFF
11,289 円
※1 名利用の場合 9,326 円

土・日・祝日料金

20% OFF
10,626 円
※1 名利用の場合 8,778 円

洋室ダブル



ツイン 17 室
平日料金 18,480 円より
〈2 名利用〉

TWIN
ROOM

金曜日料金

15% OFF
15,708 円より

土・日・祝日料金

20% OFF
14,784 円より

洋室ツイン



会議室・宴会場

2 階には広さと設備が多様な、大小 4 つのホール、会議室。高い機能性を持ち、さまざまな演出が可能です。会議・研修、パーティーなどに幅広くご利用いただけます。



カジュアルレストラン「ベルラン」

ランチタイム 11:00 ~ 14:00
ティータイム 14:00 ~ 17:00
ディナータイム 17:00 ~ 22:00
(21:30 ラストオーダー)



和食処「さいかち」

ランチタイム 11:30 ~ 14:30
(14:00 ラストオーダー)
ディナータイム 17:00 ~ 22:00
(21:30 ラストオーダー)



全国町村会館

市町村職員共済組合等の宿泊助成券がご利用いただけます。

お電話でのご予約・お問い合わせは

TEL 03(3581)0471

FAX 03(3581)0220

〒100-0014 東京都千代田区永田町 1 丁目 11 番 35 号

ご宿泊の予約が、全国町村会館の WEB からお申し込みいただけます。

<http://www.zck.or.jp/kaikan/index.html>

全国町村会館へのアクセスガイド

- 有楽町線・半蔵門線・南北線「永田町」3 番出口徒歩 1 分
- 丸の内線・銀座線「赤坂見附駅」徒歩 5 分
- タクシー東京駅から約 20 分





車両共済(保険)のご案内

(自動車総合保険の車両保険)



この車両共済(保険)は、町村生協の自動車共済で補償する対人賠償、対物賠償、限定搭乗者傷害等に加え「ご自身のおクルマの補償(車両保険)」を追加する制度です。
お車が衝突した場合や台風・いたずら・盗難など偶然な事故で損害を被ったときに、共済(保険)金をお支払いします。

町村生協の自動車共済にご加入の皆様なら！

- 無事故による割引で新規から **33% (保険料) 割引**
(ご加入を希望するお車が町村生協の自動車共済で過去3年間無事故の場合は、ノンフリート等級9等級からスタートします。)
- 集団扱年一括払いによる割引で更に **5%**
- 保険料分割払(12回)も選択可能です。
(保険料分割払をご利用の場合は上記の集団扱年一括払の5%割引の適用はありません。)

さらに

無料ロードサービスがついてきます。
ご契約のお車が、事故・故障で自力走行できなくなった場合、事前にロードサービス専用デスクにご連絡ください。JAFにお取り次ぎし、レッカーや30分程度の緊急修理などを手配します。
●バッテリー上がりや、キー閉じ込み、ガス欠など

◎1年間事故が無かった場合は、翌年の等級は1等級上がります。
事故によって車両共済(保険)をご利用された場合は、事故件数1件につき3等級下がります。

契約条件と掛金(保険料)例

- ・自動車総合保険(損保ジャパン) 保険期間1年
- ・自動車保険集団扱年一括払による割引5%適用。

車名	フィット
型式	GE6
初度登録	平成23年2月
年齢条件	26歳以上補償
運転者限定	本人・配偶者限定
記名被保険者	30才
新車割引	有
共済(保険)金額	150万円
払込方法	集団扱年一括払



加入タイプ	自己負担額(免責金額)なし	自己負担額(免責金額)5万円
一般条件(割引適用済)	56,400円	42,710円
(通常・新規で加入する場合)	79,970円	60,570円
車対車+A(割引適用済)	25,040円	18,960円
(通常・新規で加入する場合)	35,500円	26,880円

- ・上記掛金(保険料)は、町村生協の自動車共済で過去3年間無事故(ノンフリート等級9等級)の場合のものです。保険料は平成23年4月1日現在のものであり、変更される場合もあります。
- ・掛金(保険料)は、型式、初度登録年月、年齢条件、運転者限定特約の有無、共済(保険)金額、等級などにより異なります。
- ・上記掛金(保険料)例の「通常に新規で加入する場合」とは、ノンフリート等級6S等級を適用した保険料を例示したものです。
- ・このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容については取扱代理店(千里)または損保ジャパンの営業店にお問い合わせください。

※この車両共済(保険)をご契約いただける方は、全国町村職員生活協同組合の自動車共済に加入されている方に限ります。

お見積りのご請求・お申し込み・お問い合わせなどは、下記までご連絡ください。

株式会社 千里 (取扱代理店)

- フリーダイヤル **0120-731-087** (受付時間 月～金 午前9時30分～午後5時)
お電話の際には、車検証をお手元にご用意ください。
- FAX番号 **03-3519-7325**
- ホームページアドレス **http://www.chisato-ag.co.jp**
〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内

- 「車両共済(保険)制度」は、全国町村職員生活協同組合と株式会社損害保険ジャパンとが集団扱契約を締結し、実施しているものです。
- 集団扱としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が損保ジャパンの定める条件を満たす場合のみとなります。詳細については、取扱代理店(千里)または損保ジャパンにお問い合わせください。

〔車両保険引受保険会社〕(株)損害保険ジャパン

[SJ10-13443(2011.3.18作成)]